

# 山 青 森 県 報

第 二 千 百 四 十 五 号

平 成 十 五 年 三 月 七 日 ( 金 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

|   |                         |   |
|---|-------------------------|---|
| 一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請  | 環境政策課                   | 一 |
| 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請  | 同                       | 二 |
| 保安林の指定  | 林政課                     | 三 |
| 道路の区域の変更  | 道路課                     | 三 |
| 道路の供用の開始  | 同                       | 五 |
| 豪雪地帯対策特別措置法による町道に関する工事の完了   | 同                       | 五 |
| 公 告   |                         |   |
| 争議行為の通知の公表  | ( 労 政 ・ 能 力 開 発 課 )     | 五 |
| 土地改良区の定款変更の認可   | ( 農 村 整 備 課 )           | 五 |
| 深浦港臨港地区の区域の縦覧   | ( 港 湾 空 港 課 )           | 六 |
| 川内港臨港地区の区域の縦覧   | 同                       | 七 |
| 出先機関  |                         |   |
| 土地改良区の役員の就任及び退任   | ( 北 地 方 農 林 水 産 事 務 所 ) | 七 |
| 選挙管理委員会   |                         |   |
| 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) | ( 事 務 局 )               | 八 |

### 公安委員会

型式の検定適合遊技機

( 生 活 安 全 企 画 課 ) 九

## 告 示

青森県告示第百三十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八條第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年三月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

東北東京鐵鋼株式会社

2 住所

八戸市大字河原木字海岸四番地一

3 代表者の氏名

代表取締役 櫻井 憲一

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

八戸市大字河原木字海岸一七番六、一七番九

三 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設（焼却施設）

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、不燃ごみ（これらについて、自動車等破砕物に限る。）

五 申請年月日

平成十四年十二月二十四日

六 申請書及び一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター八戸環境管理事務所

八戸市生活環境部環境保全課

八戸市生活環境部清掃事務所

2 期間

平成十五年三月七日から同年四月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

七 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年四月二十一日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の設置の場所及び種類

(三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第百三十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年三月七日

青森県知事 木村 守 男

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

東北東京鐵鋼株式会社

2 住所

八戸市大字河原木字海岸四番地一

3 代表者の氏名

代表取締役 櫻井 憲一

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

八戸市大字河原木字海岸一七番六、一七番九

三 産業廃棄物処理施設の種類の種類

廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の種類

廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物に限る。）

五 申請年月日

平成十四年十二月二十四日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター八戸環境管理事務所

八戸市生活環境部環境保全課

八戸市生活環境部清掃事務所

|                |          |           |     |  |            |                              |                              |    |
|----------------|----------|-----------|-----|--|------------|------------------------------|------------------------------|----|
| 1              | 図面<br>番号 | 道路<br>種類の | 路線名 | 変<br>更<br>の<br>区<br>間                  | 変更の<br>前後別 | 敷地の幅員                        | 敷地の延長                        | 備考 |
| 国<br>道<br>二七九号 |          |           |     | 上北郡野辺地町字向田一一七の五から<br>上北郡野辺地町字向田三三三の一まで | 前<br>後     | 三〇・七・六〇メートルから<br>三〇・八〇メートルまで | 四、六〇六・六〇メートル<br>四、六〇六・六〇メートル |    |

2 期間  
平成十五年三月七日から同年四月七日まで

3 時間  
午前八時三十分から午後四時四十五分まで

七 意見書の提出  
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限  
平成十五年四月二十一日

2 提出先  
〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号  
青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項  
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所  
(二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類  
(三) 意見

4 言語  
意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第百三十三号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。  
平成十五年三月七日

一 保安林の所在場所  
東津軽郡平内町大字山口字小沢一六の二(次の図に示す部分に限る。)、一五の二、一五の一六、一五の一七、九七の八から九七の一〇まで、九九

二 保安林指定の目的  
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐は、択伐による。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百三十四号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年四月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。  
平成十五年三月七日

青森県知事 木 村 守 男

|  |               |  |              |                                    |               |                                   |               |  |               |              |              |               |               |               |               |               |               |
|--|---------------|--|--------------|------------------------------------|---------------|-----------------------------------|---------------|--|---------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 6                                      |               | 5                                      |              | 4                                  |               | 3                                 |               | 2  |               |              |              |               |               |               |               |               |               |
| 県                                      |               | 県                                      |              | 県                                  |               | 国                                 |               | 国  |               |              |              |               |               |               |               |               |               |
| 道                                      |               | 道                                      |              | 道                                  |               | 道                                 |               | 道  |               |              |              |               |               |               |               |               |               |
| 線<br>天ヶ森三沢                             |               | 三沢七戸線                                  |              | 線<br>横浜六ヶ所                         |               | 三三三八号                             |               | 二八〇号   |               |              |              |               |               |               |               |               |               |
| 三沢市大字三沢字上野五〇の四〇から<br>三沢市大字三沢字山ノ神一一の二まで |               | 三沢市大字三沢字上野五〇の四一から<br>三沢市大字三沢字上屋敷六一の一まで |              | 三沢市本町二丁目六二の九から<br>三沢市春日台一丁目一一五の一まで |               | 三沢市本町二丁目四の七から<br>三沢市春日台一丁目一一五の一まで |               | 上北郡六ヶ所村大字尾駮字尾駮第三国宥林一三九林班る小<br>班から<br>上北郡野辺地町字向田三七二の一まで |               |              |              |               |               |               |               |               |               |
| 後                                      | 前             | 後                                      | 前            | 後                                  | 前             | 後                                 | 前             | 後  | 前             | 後            |              |               |               |               |               |               |               |
| 四一七・五〇〇メートルから                          | 四一七・五〇〇メートルまで | 二六七・〇〇メートルから                           | 二六七・〇〇メートルまで | 二五九・三〇〇メートルから                      | 二五九・三〇〇メートルまで | 六一四・三〇〇メートルから                     | 六一四・三〇〇メートルまで | 六一〇・五〇〇メートルから  | 六一〇・五〇〇メートルまで | 七〇七・〇〇メートルから | 七〇七・〇〇メートルまで | 二五七・六〇〇メートルから | 二五七・六〇〇メートルまで | 九・三・六〇〇メートルから | 九・三・六〇〇メートルまで | 一七五・五〇〇メートルから | 一七五・五〇〇メートルまで |
| 八八一・七〇メートル                             | 八八一・七〇メートル    | 七四五・一〇メートル                             | 七四五・一〇メートル   | 一三〇・〇〇メートル                         | 一三〇・〇〇メートル    | 二九六・〇〇メートル                        | 二九六・〇〇メートル    | 一、五〇二・五〇メートル   | 一、五〇二・五〇メートル  | 一、五八七・八〇メートル | 一、五八七・八〇メートル | 一、二四三・〇〇メートル  | 一、二四三・〇〇メートル  | 六、三三一・〇〇メートル  | 六、三三一・〇〇メートル  |               |               |

青森県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年四月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年三月七日

青森県知事 木 村 守 男

|               |   |          |
|---------------|---|----------|
| 路線名           | 供用開始の区間   | 供用開始の期日  |
| 県道<br>五所川原浪岡線 | 南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字東花岡三九の一から<br>南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字東花岡五四の三〇まで | 平成一五・三・七 |

青森県告示第百二十六号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和二十七年法律第七十三号）第十四条第一項の規定により行った次の町道に関する工事が完了したので、豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）第一条第一項後段の規定により告示する。

平成十五年三月七日

青森県知事 木 村 守 男

|        |   |           |               |
|--------|---|-----------|---------------|
| 路線名    | 工 事 区 間                                       | 工 事 の 種 類 | 工 事 の 完 了 の 日 |
| 町道二二号線 | 南津軽郡平賀町大字新屋字平野八六の二六から<br>南津軽郡平賀町大字新屋字福島四の一五まで | 改築（道路改良）  | 平成一五・一・二五     |

公 告

争議行為の通知の公表

青森市大字大野字山下一四三の七に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十五年三月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 争議行為の目的

賃金引上げ、労働条件の改善等

二 争議行為をなす日時

平成十五年三月十三日午前零時以降妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所ですべての争議行為を単独又は併用して行う。右記の場所ですべての争議行為を単独又は併用して行う。あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平館村土地改良区の定款の変更を平成十五年二月二十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年三月七日

青森県知事 木 村 守 男

深浦港臨港地区の区域の案の縦覧

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項の規定により、深浦港の臨港地区を定めたいので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、当該臨港地区の区域の案を縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該臨港地区の区域の案が港湾法第三十八条第二項の規定に適合しないと認めるときは、縦覧期間満了の日までに、その事実を具して国土交通大臣に申し出て、当該臨港地区の区域の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

平成十五年三月七日

深浦港港湾管理者 青 森 県  
代表者 青森県知事 木 村 守 男

一 臨港地区の区域の案

1 場所

西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八四の一、八五の一、字浜町三五一、三五二の一、三五二の二、三五二の三、三五二の四、三六四の一、三六四の二、三六四の三、三六四の四、三七九、三八〇

2 区域

基点一から基点一四まで順次結んだ線、基点一四から三一〇度に引いた線及び水際線に囲まれた地域

基点一五から基点二二まで順次結んだ線、基点二二から四九度に引いた線及び水際線に囲まれた地域

基点二三から基点三〇まで順次結んだ線、基点三〇から六六度に引いた線及び水際線に囲まれた地域

ただし、西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八五の三、字浜町三〇五の一、三〇七の一、三〇七の三、三〇九の一、三一三、三一五、三一八の一、三一八の二、三二〇の一、三二〇の二、三三三、三三四の一、三五〇の一、三五〇の二、三五〇の三、三五〇の四、三五〇の五、三五〇の六、三五〇の七、三五〇の八、三五〇の九、三五〇の一〇、三七六を除く。

基点一 西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八四の一（北緯四〇度四五分四

秒、東経一三九度五五分五三秒）……………一号表示杭

基点二 基点一から一五八度三〇分一〇三メートル……………二号表示杭

基点三 基点二から六八度三〇分六九メートル……………三号表示杭

基点四 基点三から一六〇度三〇分四〇メートル……………四号表示杭

基点五 基点四から一五二度三二メートル……………五号表示杭

基点六 基点五から一二九度三二メートル……………六号表示杭

基点七 基点六から一〇八度三〇分九三メートル……………七号表示杭

基点八 基点七から一二〇度三二メートル……………八号表示杭

基点九 基点八から一三六度二四メートル……………九号表示杭

基点一〇 基点九から一六一度三七メートル……………一〇号表示杭

基点一一 基点一〇から一八六度一四四メートル……………一号表示杭

基点一二 基点一一から一九九度三六メートル……………二号表示杭

基点一三 基点一二から二五度一五メートル……………三号表示杭

基点一四 基点一三から二八度七六メートル……………四号表示杭

基点一五 基点一四から二八度三〇分一七メートル……………五号表示杭

基点一六 基点一五から三三二度三五メートル……………六号表示杭

基点一七 基点一六から三三九度三一メートル……………七号表示杭

基点一八 基点一七から二四七度三三メートル……………八号表示杭

基点一九 基点一八から二五七度三〇分四五メートル……………九号表示杭

基点二〇 基点一九から二六八度三〇分八一メートル……………一〇号表示杭

基点二一 基点二〇から二七八度三〇分三一メートル……………一一号表示杭

基点二二 基点二一から二八六度三〇分八〇メートル……………一二号表示杭

基点二三 基点二二から二八六度二一メートル……………一三号表示杭

基点二四 基点二三から二九九度四〇メートル……………一四号表示杭

基点二五 基点二四から三一五度三〇分三九メートル……………一五号表示杭

基点二六 基点二五から三三二度三〇分五三メートル……………一六号表示杭

基点二七 基点二六から三三五度九八メートル……………一七号表示杭

基点二八 基点二七から三八度三〇分二七メートル……………一八号表示杭

基点二九 基点二八から六七度五三メートル……………一九号表示杭

基点三〇 基点二九から九度三〇分二二メートル……………二〇号表示杭

3 面積

八・四一ヘクタール

二 縦覧場所

青森県国土整備部港湾空港課  
鱒ヶ沢県土整備事務所

三 縦覧期間

平成十五年三月七日から同月二十日まで

川内港臨港地区の区域の縦覧

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十八条第一項の規定により、川内港の臨港地区を定めたいので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、当該臨港地区の区域の案を縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該臨港地区の区域の案が港湾法第三十八条第二項の規定に適合しないと認めるときは、縦覧期間満了の日までに、その事実を具して国土交通大臣に申し出て、当該臨港地区の区域の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

平成十五年三月七日

川内港港湾管理者 青 森 県  
代表者 青森県知事 木 村 守 男

一 臨港地区の区域の案

1 場所

下北郡川内町大字川内字川内、休所及び高野川の各一部

2 区域

(一) 川内地区

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

- の地点 三等三角点浜町(北緯四一度二二分一〇秒、東経一四〇度五九分三
- の地点 四秒)から一九一度一六分三五秒六四・七メートルの地点
- の地点 の地点から二二八度二七分〇〇秒七七・八メートルの地点
- の地点 の地点から二三四度三分五六秒一一四・六メートルの地点
- の地点 の地点から二八四度四分五〇秒二四・七メートルの地点
- の地点 の地点から二八四度四分五〇秒二四・七メートルの地点
- の地点 の地点から二九三度一分〇二秒一一五・七メートルの地点
- の地点 の地点から二九五度一分三三秒二〇〇・〇メートルの地点
- の地点 の地点から二八八度〇五分三三秒三二四・七メートルの地点

(二) 高野川地区

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

- の地点 の地点から二〇五度〇一分一五秒一四九・八メートルの地点
- の地点 の地点から二七五度〇五分二六秒七一・〇メートルの地点
- の地点 の地点から一度四〇分四七秒二二・〇メートルの地点
- の地点 の地点から八七度〇八分三七秒七二・三メートルの地点
- の地点 の地点から一〇〇度二八分一五秒六六・一メートルの地点
- の地点 の地点から一〇八度四七分三三秒一三八・六メートルの地点
- の地点 三等三角点浜町(北緯四一度二二分一〇秒、東経一四〇度五九分三
- の地点 四秒)から一二二度四二分二八秒一七五三・八メートルの地点
- の地点 の地点から一一一度五八分四一秒四八・九メートルの地点
- の地点 の地点から一一三度二六分二九秒六四・三メートルの地点
- の地点 の地点から一二〇度四三分三三秒九五・三メートルの地点
- の地点 の地点から二〇六度四三分四二秒一四九・〇メートルの地点
- の地点 の地点から二九六度五一分二秒六五・二メートルの地点
- の地点 の地点から二六度五七分二秒八五・一メートルの地点
- の地点 の地点から二九五度四三分五〇秒一四一・三メートルの地点

3 面積

九・五三ヘクタール

二 縦覧場所

青森県国土整備部港湾空港課

むつ県土整備事務所

三 縦覧期間

平成十五年三月七日から同月二十日まで

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、白

山溜池土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年三月七日

北地方農林水産事務所長 山本 義弘

| 役員別 | 氏名    | 住 所              | 就任及び退任の年月日  |
|-----|-------|------------------|-------------|
| 理事  | 鳴海 初男 | 五所川原市大字飯詰字石田五六の二 | 平成一四・二・二六就任 |
| "   | 斉藤 進  | 大字戸沢字畑林一一の一      | "           |
| "   | 鳴海 亮三 | 大字飯詰字朝日沢田四二の二五   | "           |
| "   | 長内 徳次 | 大字戸沢字玉清水二〇八の三七   | "           |
| "   | 鳴海 博實 | 大字飯詰字朝日沢田四二の二五   | "           |
| "   | 長内 徳次 | 大字戸沢字玉清水二〇八の三七   | "           |
| "   | 鳴海 博實 | 大字飯詰字福泉九の一       | "           |
| "   | 小坂 昭雄 | 大字戸沢字前田三五の八      | "           |
| 監事  | 斉藤 博  | 字玉清水一一九の二        | "           |
| "   | 斉藤 智  | 字前田四五の一          | "           |
| "   | 鳴海 文明 | 大字飯詰字福泉五六の一      | "           |
| 理事  | 柳原 一夫 | 大字飯詰字福泉二七        | "           |
| "   | 鳴海 初男 | 字石田五六の一          | 一四・二・二七退任   |
| "   | 斉藤 進  | 大字戸沢字畑林一一の一      | "           |
| "   | 斉藤 亮三 | 大字飯詰字朝日沢田四二の二五   | "           |
| "   | 長内 徳次 | 大字戸沢字玉清水二〇八の三七   | "           |
| "   | 鳴海 博實 | 大字飯詰字福泉九の一       | "           |
| "   | 小坂 昭雄 | 大字戸沢字前田三五の八      | "           |
| "   | 斉藤 博  | 字玉清水一一九の二        | "           |
| "   | 斉藤 智  | 字前田四五の一          | "           |
| "   | 鳴海 文明 | 大字飯詰字福泉五六の一      | "           |

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十二号

平成十五年二月十七日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十五年三月七日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数  
二三、九三九 人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）  
二六六、一五四 人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
  - 東津軽郡選挙区 八、九四八 人
  - 西津軽郡選挙区 一八、三五九 人
  - 南津軽郡選挙区 二六、二一八 人
  - 北津軽郡選挙区 一七、二一七 人



|          |          |
|----------|----------|
| 上北郡選挙区   | 三一、一三六 人 |
| 下北郡選挙区   | 一〇、六六三 人 |
| 三戸郡選挙区   | 二四、六六一 人 |
| 青森市選挙区   | 七九、九〇三 人 |
| 弘前市選挙区   | 五二、二九七 人 |
| 八戸市選挙区   | 六四、二〇三 人 |
| 黒石市選挙区   | 一〇、五八六 人 |
| 五所川原市選挙区 | 一三、三六六 人 |
| 十和田市選挙区  | 一六、七四〇 人 |
| 三沢市選挙区   | 一一、三二八 人 |
| むつ市選挙区   | 一三、三五二 人 |

**公 安 委 員 会**

青森県公安委員会告示第十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月七日

青森県公安委員会委員長 榎 引 利 貞

|         |              |             |
|---------|--------------|-------------|
| 遊技機の種類  | 型 式 名        | 製造業者又は輸入業者名 |
| ぱちんこ遊技機 | CRキン肉マンM     | マルホン工業株式会社  |
| "       | CRファイバー神聖紀JX | 株式会社ガイドー    |

|   |               |                 |        |
|---|---------------|-----------------|--------|
| " | 回胴式遊技機        | ウミイチパンR         | 山佐株式会社 |
| " | ウシワカトベンケイ     | アルゼ株式会社         |        |
| " | オオバクダン2       | 株式会社メーシー販売      |        |
| " | ジェロニモン        | 株式会社オリンピア       |        |
| " | シヨウキンクビ       | 株式会社ネット         |        |
| " | チバリヨオキナワ 30   | "               |        |
| " | グラツチェ         | アイジーティージャパン株式会社 |        |
| " | CRファイバー神聖紀RX  | "               |        |
| " | CRファイバー神聖紀SX  | "               |        |
| " | ファイバーザキングDX   | 株式会社三共          |        |
| " | CRファイバーザキングRX | "               |        |
| " | CRゴジラMA       | 株式会社ニユーギン       |        |

|             |                          |         |
|-------------|--------------------------|---------|
| 青<br>森<br>県 | 青森市長島二丁目一番一号             | 発行所・発行人 |
| 青森県         | 青森市古川二丁目七番五号<br>東奥印刷株式会社 | 印刷所・販売人 |

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭